

催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策につきましては、多くの企業の皆様に種々ご協力いただいておりますこと御礼申し上げます。

今後、10月末のハロウィンをはじめ、クリスマス、大晦日、初日の出といった催物の主催者が存在しない中で、多数の人が集まるケースの行事が催される時期になります。

対人距離の確保等を管理する主催者が存在しない等の理由から、安全な行事開催ができなくなる場合も想定されます。

こうした季節の行事により、主催者・施設管理者がいない場所（公道など）で、不特定多数の人が密集する可能性のある場合には、当該場所での密集が極力発生しないよう、適切な雑踏警備等を検討いただくとともに、適切な行動管理が難しいと判断する場合には自粛等の呼びかけをご検討いただけますようお願いいたします。つきまして、感染防止策の主な留意点として、下記ご認識いただくとともに、必要に応じて会員企業の皆様に周知いただけますと幸いです。

記

- ①参加される場合には基本的な感染防止策を徹底すること。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- ②主催者がいる場合には、当該行事の主催又は参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- ③街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えること。
- ④必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい季節の行事の楽しみ方を検討すること。

以上